

## 第 1 2 4 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年11月 2日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋臨海高速鉄道株式会社（以下「本件会社」という。）の経営再建に係る債権者会議の開催通知書及び決議事項について分かるものの公開請求を行った。
- 2 同月 9日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
  - (1) 事業再生計画案決議のための債権者会議の開催通知
  - (2) 本件会社事業再生計画（案）及び別紙（以下「本件別紙」という。）
  - (3) 本件会社の特定認証紛争解決（事業再生ADR）手続終了の通知書
  - (4) 本件会社の事業再生計画案にかかる同意書
- 3 同月22日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、事業再生計画案決議のための債権者会議の開催通知を除いた文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同年12月16日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
  - (1) 条例第 7条第 1項第 2号に該当  
公開請求のあった文書のうち、本件会社事業再生計画（案）及び別紙の一部に含まれる情報、債権者会議の開催通知及び特定認証紛争解決手続終了の通知書における法人の代表者の印影（以下「本件非公開情報」という。）については、法人の内部管理に関する情報であって、公開することによって当該法人に不利益を与えると認められるため。
  - (2) 条例第 7条第 1項第 1号に該当  
経営者の略歴は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたいくないものと認められるため。

- 5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次の理由及び平成23年 1月 7日に公開を実施することを異議申立人に通知した。
- (1) 本件行政文書のうち、債権者会議の開催通知、特定認証紛争解決手続終了の通知書及び本市同意書については、公にすることによって異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められないため。
- (2) 事業再生計画及び本件別紙の要旨は、すでに名古屋市議会に資料として公開しており、同計画等のうち公開済みの情報については、非公開とする利益が認められないため。
- (3) 同計画等は、本市が主要債権者として参加した債権者会議の資料であり、条例第 7条第 1項第 6号に該当する任意提供情報には該当しないため。また、特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR」という。）に係る非公開原則については、条例第 7条第 1項第 7号に規定する法令秘情報には該当しないため。
- 6 平成22年12月28日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- 7 平成23年 1月 5日、実施機関は、本件処分の執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第 161号）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第 131号）に基づく事業再生ADRによる和解を記載した文書である。その内容が弁済猶予や免除を内容とする以上、当事者全員が手続過程及び合意内容の秘密保持を遵守する必要があるとあり、事業再生ADRが制度的に成立するために不可欠の前提となる。当事者もその前提に同意した上で当該手続に参加している。
- (2) 本件行政文書における異議申立人がどのような状況の取引先に対し、どのような条件で債務免除に同意したかという情報は、異議申立人の債権管理上の重要な

ノウハウである。また、本件行政文書が公になると、他の案件で同様の譲歩を求められたり、譲歩しなかったことを誹議される等のおそれがあることは明白である。さらに、公開される範囲が地方公共団体の裁量により行われる以上、当事者には公開される範囲の予測が難しく、今後、私的整理制度一般の利用に対する委縮が考えられる。異議申立人は私的整理手続を活用した取引先の事業再生に協力してきており、本件行政文書の公開は、このような異議申立人の取組みを著しく妨げる。したがって、本件行政文書の公開は、異議申立人に明らかに不利益を与えるものであり、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し、全部非公開とすべきである。

(3) 本件行政文書記載の情報は、事業再生ADRを通じて、名古屋市から実質的な要請があつて情報を提供したものであり、また、名古屋市に本件行政文書の提出を義務づける権限はなく、実質的に異議申立人から任意に情報を提供したといえる。また、秘密保持の遵守を前提に手続に参加している以上、関係当事者間で情報を公にしないとの黙示的な合意があつたといえる（東京地裁平成16年 4月23日判決）。したがって、本件対象文書は、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7 条第 1 項第 2 号の「不利益を与える」と認められるものとは、次のようなものをいうが、本件法人情報は「不利益を与える」と認められるものに該当するとは認められない。
- 2 異議申立人の営業上の利益に関する事項について、公開することにより異議申立人が不当な不利益を被る可能性があることについては、実施機関としても認識しており、条例の定める「明らかに不利益を与える」と認められるものと客観的に考えられる箇所については、非公開決定を行っている。また、要旨の公開においても、当然に条例の趣旨に則って行っており、実施機関が全くの裁量で行い得るものではなく、公開される範囲の予測が難しいとの主張は当たらないと考える。また、異議申立人や今後の私的整理の当事者となり得る可能性を持った債務者及び債権者が利用を躊躇することによる不利益といったものについても、条例が定める「明らかに不利益を与える」と認められるものには該当しない。
- 3 名古屋市が筆頭株主として、また、主要債権者、経営を主導してきた立場から、事業再生ADR及び再生計画成立のために異議申立人に協力を依頼したことは事実だが、当該事実は、条例に定める実施機関からの要請行為に該当するものではない。したがって、条例第 7 条第 1 項第 6 号の任意提供情報には該当しない。

#### 第 5 審査会の判断

## 1 争点

本件行政文書が、条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 6 号に該当するか否かが争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

(1) 当審査会は、本件行政文書のうち、本件非公開情報を除いた部分（以下「本件公開情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件行政文書は、本件会社の事業再生ADRによる和解に関する文書であり、異議申立人の行う弁済猶予や債務免除について記載されている。したがって、本件行政文書は、法人の事業活動上の情報であることは明らかである。

(4) 次に、本件公開情報を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件公開情報の内容は、名古屋市議会に資料として提出されている情報と同様の部分を公開していることから、既に誰でも閲覧することができるものになっているため、本件公開情報を公開しても、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

イ なお、異議申立人は、どのような状況の取引先に対し、どのような条件で債務免除に同意したかという情報は、異議申立人の債権管理上の重要なノウハウであると主張している。しかし、どのように同意に至ったのかという交渉の内容の情報であれば、異議申立人のノウハウと認められるが、本件行政文書に記載されている内容は、事業再生ADRによる和解の単なる結果であって、異議申立人の主張する債権管理上の重要なノウハウとは認められない。

ウ また、異議申立人は、他の案件で同様の譲歩を求められたり、譲歩しなかったりすることを誹議される等のおそれがあり、さらに、私的整理制度一般の利用に対する委縮が考えられるとも主張している。しかし、本件会社は名古屋市が株式の大半を所有する第三セクターであり、再建に多額の税金を投入する事情からすれば、他の案件や、私的整理制度一般の利用に対して、異議申立人が主張するような影響を及ぼすとは認められない。

(5) したがって、本件行政文書のうち本件公開情報は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

#### 4 条例第 7条第 1項第 6号該当性

(1) 次に、当審査会は、本件公開情報が条例第 7条第 1項第 6号に該当するか否かを判断する。

(2) 本号は、非公開を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである。

(3) 本号に該当するためには、個人又は法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる必要がある。

(4) 当審査会の調査によると、本件行政文書は、実施機関が本件会社の筆頭株主及び債権者として事業再生ADRに参加し、入手したものであって、実施機関の要請を受けて、任意に提供した情報とは認められない。

また、当該要請が認められるとしても、その要請は、本件会社の筆頭株主及び債権者として、本件会社の事業再生ADR及び再生計画成立のための要請であり、文書の提出を任意で求めるための要請とは認められない。

(5) なお、異議申立人が、本件公開情報が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であると主張していることから、仮に任意に提供したと認められる場合についても検討する。

任意に提供した情報の場合、当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが、当時の状況等に照らして合理的

であることが必要であることから判断する。

当時の状況に照らしてとは、非公開の条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味するが、他方において必要に応じて、情報の取得後の事情の変化を勘案する余地も残す趣旨と解される。

本件公開情報は、確かに事業再生ADR導入の検討段階においては、機密性を要し公開されることにより混乱を招く恐れがあることから、非公開の条件を付すことに合理性が認められたと考えられる。

しかし、事業再生ADRの手続が終了し、また本件公開情報と同様の内容が、名古屋市議会に資料として提出されている状況においては、本件公開情報は、既に誰でも閲覧できる情報であると認められる。このような状況に鑑みれば、本件公開情報を非公開とすることが合理的であるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件行政文書のうち本件公開情報は条例第7条第1項第6号に該当するとは認められない。

5 また、本件行政文書は、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非公開とした部分を除いて、非公開情報を定める条例第7条第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号の規定のいずれにも該当しないと認められる。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 1月 5日	諮問書の受理
1月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月 1日	異議申立人及び参加人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4月11日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
6月15日 (第126回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月13日 (第127回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議

10月12日 (第130回審査会)	調査審議
12月 2日	答申